

京都市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年6月3日

京都市長 門 川 大 作

第16条第1項各号列記以外の部分中「別に定める軽易な情報システムの開発」を「地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に掲げる場合又は別に定める場合」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程第16条第1項各号に掲げる段階にある情報システムの開発で、この訓令の施行の際現に同項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による審査を受けているものに係る当該段階にある間における審査については、なお従前の例による。

(総合企画局情報化推進室)